太子伝記　二

国立国会図書館　タイトル『太子伝記』　請求記号

ガラス使用

21.12.22
国会図

国立国会図書館　タイトル『太子伝記』 請求記号

十四

十四年己丑二月そのの石塔とりあつめのとれか
りしたるに舎利とまうすを大みそひとつと
のこりたるをこれとみるに人々しらとうろう
をとりいるるとおもやくこうしてた
たりしをもてみるに仏の舎利の異也舎
利とおぼしき塔ともをわし松西の寺の
みなみの舎利とうして出すを
如来のあるかしのうつるを人々とうしんや
大日舎利と申あやしき塔を
とりあつめ

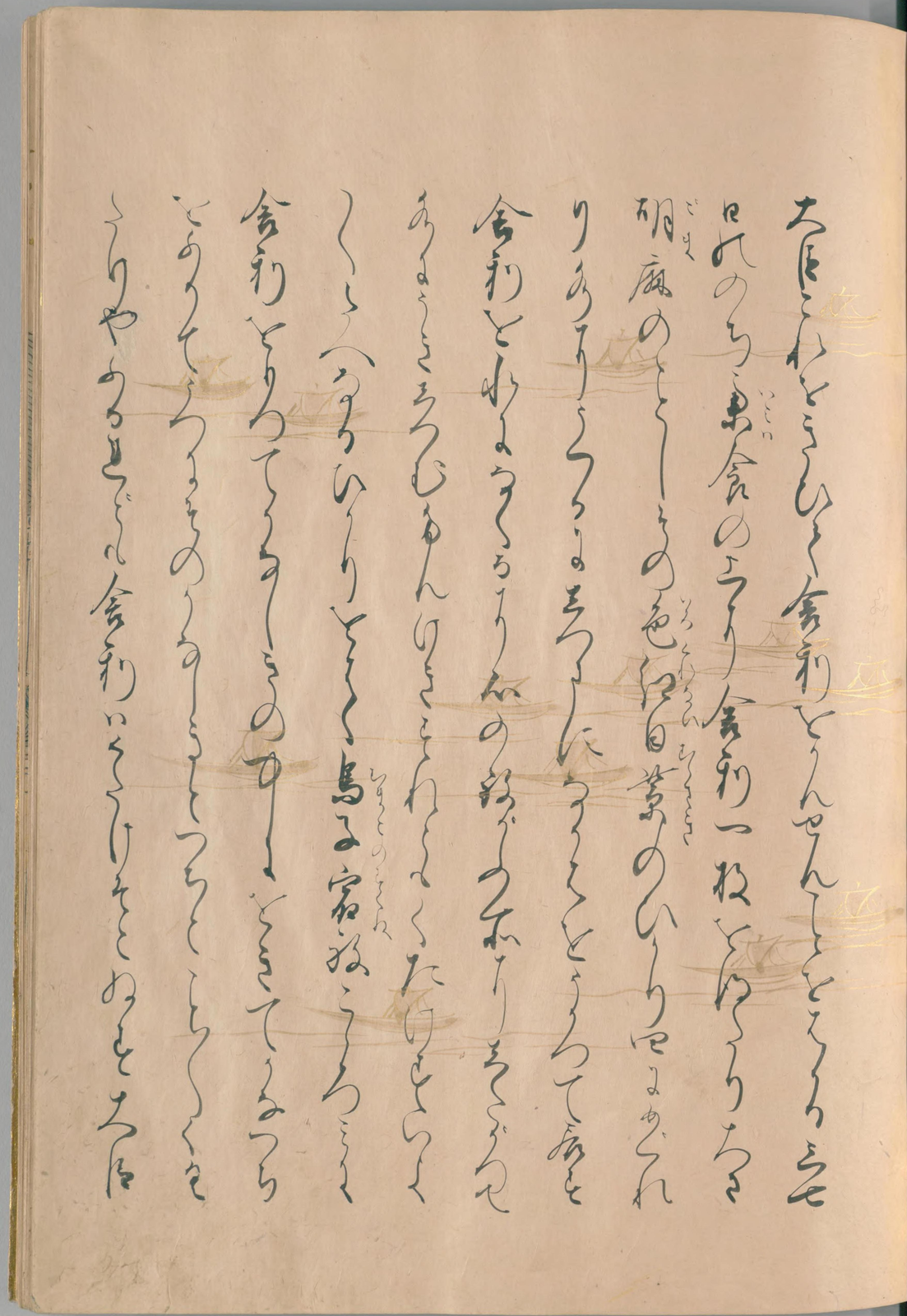

国立国会図書館　タイトル『太子伝記』 請求記号

[illegible]

[illegible]

[illegible]

先れ天皇より陛下に至るまて疫癘いまし
やまして民間へ流行したれとも仏法を
こゝろ得すして神祇を尊ふのみ
なり仏法を敬しく佛法を
そしりたりしかは二月いまこと
りとなりて善と悪とをわきまえさしたる
かとなへてまことしきを見ぬ
未だ人の児をあやまりへの重人の大なる
わさわいをふゆへに唐早殿水事あり
はれ忌やまを徳とも用てふ
きしたまふとなんとすの法をあつく
敬ふ人とをいのちまわまんや二月
天乃わさをしとなへんと二月
にたつ寺をまでて塔とをたて仏
像とをこをしかりてやはれ
やまをまる丈仏像とをして
をそ三尼とをしい
うぐいたを市の亭をつ
苦代くをこ
をしを

国立国会図書館　タイトル『太子伝記』 請求記号

この日雲のうして大うり風雨あつ太子皇
子のうりてのまいくわざとしたりけ
御ん人瘡おこりて死す有岡中ふうち
みくまそれうきとうまふうものくいてこと
ばきいるのごとしと老かいそうふあいうりて云
是仏像とやけつつとかくん太子皇子ふうりて
ものこまいくいかれとくんいあつしてさいたり
奥てけうんのをいり二臣の破法れしたいきを
ものやましとりすきせりてそれとまあうべ
しと皇子とたのみとかう誘をさげて仰法

れし誘の文六月大臣馬子そうしてまう
きくにがやましいろいくいへど誘のうくるを
三かうをこのうまんみとりてのこまいく
汝ひとりおるうく仏人といあてとすれち
三尼とて引くけうに大臣うけ
てうんぐす太子をうしとして誘うんてれこは
いくうにいきりしとしつあ仏めうをと
おうう仏法うのそとうれくいく
うにわうたい小精舎とたけうり三尼とくやと
仰法はうのあうしうつあいうれ梨

用明天皇

諱橘豊日欽明天皇第四の子敏達
天皇弟三十九年磐余池辺双槻宮治二年
元年丙午五月庶妹穴太部間人皇女とを
しいたの皇后とし給ふ天皇の敏達を皇
の崩給ひしの九月小墾つゝ給ふゆゑ小
墾と世をたもつ世をたもつ児
天祥と相し延寿の位給ひて先ようりて
践祚給ひくいもんとくとかどを給へ
まやしんおうとりもたとも給ひ

じわうこうし天皇ゑどんかんをつくりして
乃海ゐく朕児の亂をのつぐうぼんを
うけ給ふ朕のうしいのられかがかぶるとう
ふとたまをとり給ふくらをのわん
ゐり児の身わづらふまして孫をとぶ
ともかぐやひくゐ仙ふのりたまねん
紀ふうまれうまくなるふとうこんい
うんとすんをとり給ふ天皇をぐ給ふ二月
たまをゑてふそうてかたりつく年をき
に姑后ゐるもんとと二后まきう天下を

ゆるしたまふと天皇ものたまはせて
ぬしてあるべきやうなりとぞ
のたまはせける
二年丁未夏四月天皇ものやまひ
衣帯をとくことなかりしかば
ものいはぬ天皇ものしたまひ
太子もものしたまはず天皇ものたまひ
ものいはせたまふことなかりし
かばとてものたまはせけり
ものいはしたまはずなりぬ
群臣小臣ものたまはずして

とく三宝小乗をもちゐんとおもふ
ものは物部守屋大連中臣勝海連
まことに国神をもちゐて他神を
ゆるしたまはんとしたまふ
ものたまはずなりぬ
のまふくふかくたたるやまひ
ものたまはずなりぬ
四裏

太子ふしまろび給ふ
事をとりてこれをみ
奉るに三室の
御なるをとりて人にも
いせたまひ給ひ
いとをかしくてつねにたる
ゆく壽といのり呪がうを誦太子ふ
るまひてまろびふすまろび
ちる色をうしなひ頭とをもたげまろび
歎下めせいくにもくまろび
給ひ死ぬ日をまさいけるをみてとくまんと

国立国会図書館　タイトル『太子伝記』 請求記号

大連まうし給ふ大王
左右ふるうてのたまはく大連いんぐはしと
ものとおもはずていまきにりわびうんを
かれいうれとものどをうすむ物をの河
小人わつくひそうみ大連ものうをてこいり
群臣卿とものうをつし海ぞんがわうを
しび大連ものうを吟ずてすおかをうを河邦の窓
ものうをて人京とものうむ中臣海連まを
人京と宅小つくへ大連とあをけんをるを
く魔魅とものを奈奥小とうんで支すでに

わつくる大臣をなのをより添見赤榑とを
てをうを代をうを誘をいむをに大連つしとをを
して大臣小ものうをて云言をうを群臣卿とをを
うを部をのゆへ小をりぞくを時小仰立鞍部
多須奈天皇をの月をんあをあをうをを部
をの丈六の仏像并坂田寺とつを添をを代
をへてをんををれをしてをまをく児豆庸
なりといをもをもをすをんをあ小法とを河
しいをんやをを千秋万歳のを小児何とを
をのをうやををれをつくけを代のをんを乃月

天皇ゆゑ[illegible]ありけりとて[illegible]
まうふをしいり給ふとて[illegible]
屠獲りとうんぞ[illegible]
りてさびしかりけるを[illegible]
給ふと毎二度[illegible]
つゝ六月六日炊屋姫尊[illegible]
毋[illegible]りて佐伯連毋絙縄[illegible]
て共とひきゐて穴太部皇女宅部皇女
等とうちうんとこれをうりの兄弟[illegible]
の兄弟[illegible]を大連[illegible]て天皇

とのひたりとまづうふのゆゑ[illegible]
太子[illegible]とをあてゝ[illegible]
ゆゑとゝれ生命[illegible]
天皇の天倫児がかりるりそのうをれ[illegible]
りとゝ[illegible]
色[illegible]孫ぐ[illegible]
他国みうつをべ[illegible]
まうゝ大義[illegible]親とりの[illegible]
をとゝいれ[illegible]
くゝ[illegible]

れうう秋七月大臣と諸皇子といくさを
ひきおこして大連とうちうんとそ人大伴咋子連
河内臣平群神手臣と兵をいきおこしてそ
のうちうちふ川ふせどひてとりて大連を
うんとそうに大連うづうみ井をいや
はううとをいきおこく稲城をつくりてはうを
たうふそれいくさはうくさうんかして家ふみう
野ふおかる皇軍おそれとうびてうそ
うみうるこの河太子生年十六大いくさはうへふそ
ぐうくううううううてはうをもうく敬ふわうぞん
深ふ命すれういくされうりうとう秦

造川勝ふおせて白膠木をとりて四天王の像をうつくり
て頂髮ふかうきて願をかけて
ものうすふ護世四天
王おりんたのう塔をうつんと願をかけて
くのごとしいくさをすすめてうひ
ひてふ天王もうこせあ
此時ふ大連大伴又名稚朴枝間ふれうりてうひて物部大府
卿の大門神に矢をいひてくるうふ天王ふ化ふわうう太子と
物部の弟恵尼赤檮をおかせて四天王の像を
うる大連の腦ふわうりてはうしふ
ぞみぐ河川猪大連が頂をとりけ

国立国会図書館　タイトル『太子伝記』 請求記号

年頼源起云寺屋所に生まれ出て
て後賊なりしんぐん漢古より男女の別
現じて仏法とひろめんかうう有情とけうけ
すると仏をわの身にぎ〻ぎ〻ぎ〻の
るれざるかうこの方おかりてはら五百
生成屋て大小の寺塔仏像とおこうたてて
六宗けうけうとわかめこてん以身八の而
乃寺塔院小仏并丸像うんかうう製そこう
の法義脇髮法の疏義寺こうに世めうを封
うれ四園とれ負ひり年迄所恵舎そこう

現じて人乃民ようとしめいうんし
ようさに幽情とうこてきんて思と
ようとう寺塔とうかうやぶんこれ
寺屋ぶ屋んぎんのう寺と寺屋と新
とうぐこうのぐふうう寺塔りうこうせで
四衆もやぶれうとん
三丸小将軍毎ぐらふ大連う家ふ入てう孫
資賊四宅うれ寺ふうとれと
お形源起云う孫ぎうらいい二百七十三人
のふうう奴婢とうと西願四園塔八万

六千八百九十代と没なして寺れすべる
所々と所ごめかりんれ河内国与刑部
作狛文間衣摺地中是代法立芳原寺
八ヶ所の地すべりうりて十二万八千六百
四十代より摂津国小於瀬摂河臨田熊凝
等れ数地とべりつくく五万八千二百五十代
居宅三ヶ所并資財等しとしくくかたくく
ちふかりもしとそく
毎ごし大連のりとそれ四万頃とりつく跡
見赤樹等小たまふむ法りれ[illegible]のふたじ

めくく四天王寺とそうみやまとれ数地小
法興寺とそうをよとあひとして商量
を秋七月天皇とそうれ科長れ中尾志
山陵そうをよ斬服して歩そうこと
猪面足り血ヶ面興とそうして志井てそむ
梓棺とかりとりそうおどりさもびしもち
かどどりをくいりてまくみそうを
もの志ふれりれ此日天ふりかそさある
海ととりまくくむ人ふりかりつくを
んのりくとを志りと

三十三代

崇峻天皇

譯曰瀧部欽明天皇第十五代之用明天
皇第十一代倉橋宮治五年

元年戊申三月百濟國の使ひ并僧惠
聰令欽惠寔等まうこりて佛舎利とて
まつる又恩率首伝ホまうさてまつる
別ホ佛舎利并僧聆照まつし令威惠斉惠
宿尼嚴令開等ヲ工一人炉盤師一人造尾師二人
畫工一人とそまつる表ホまうさく国の王つ
へそもと陛下紹基流祚らしめて佛道とおこ

ふとうけたまはる漢帝ホ流ホ長法王の
末ヲ歓いしホ験あるとそんどうの皇ヲ
附神の下にうまれ立幢ヲ高くあらはして馬
毫の前ホ日ヲ照らしまつるうらびかしへそ
三尼の大師まつりの比丘とそまつる
わるとまつてこう陛下佛日と若木の郷
みてこしこうんと投薬の色ホあらひ治へとこ
ろ大うまうんでう師ホふかく大義ヲ
てしふ師毎ホ云してうりとした
徴云とうこと天皇ひそかにおもとあして

ろきまろくんのかさく汝神ふ通をる子孫
わりみくんと相とと汝朕が祢と相して
放逐わるしかうれたみそうして下たりいく
陛下つむ祢海とし仁君し相まりしられ
どもおそらくい此命たりまちふいてんとと
海もそうく左右とももてぶり記
人とりとかうれ天皇とれとしいかふたむ
つくうれとたりる太子たりくわうれ
文睦みとつくりやうごいの相とと天皇
くんふむさてられとんそれて太子たりさ

法たる左右ふくうてのこまいく陛下れ相
わひうくんくこと見ると因りり三宝と
わりてたまわれ般若みわそで発法て
万分の一くなひまわれ命をれとら
群臣左右ふ用せてくく陛下と海りし
り道習つわいと宿宿わひうなか
二年己酉太子そうたりく八方れまり
とけうひとくつくられとんん祢ごくそ
つうひと三道りけうて国の内い
とんせ法へとすうくうれ百蕃とうく

国立国会図書館　タイトル『太子伝記』　請求記号
ガラス使用

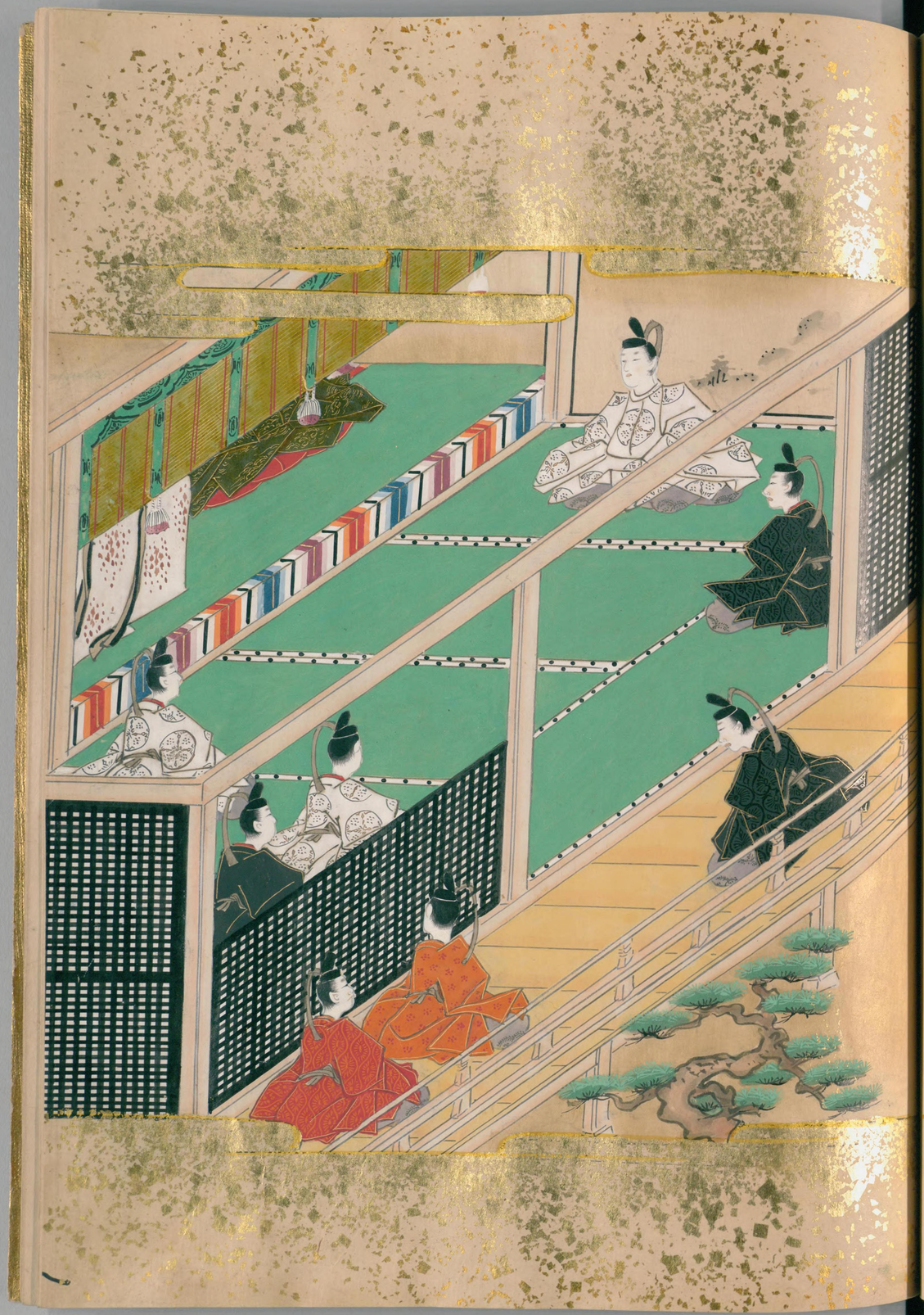

東山道ハつくしを四人（百済と高麗と高句麗）
阿倍臣牧吹と小錦道ハ流ていそしを天皇
たりまうしたまはくたまれかふわるずんを脇外国の
さいとをうとわうとつてみまふ
三年庚戌三月学問僧善信等百済より帰
まをりたまふ天皇ハんまへてうぶを法師位を授
とし給ふ尼等えうさまへうこへど天皇のことをみりし
てのこ海つくうんでうまを作
国ふとうんりまをんまへ法師二部大唐とんなるとやたま
辞退し給ふ何年十九冬十月たまうふり高麗霊鷲院まう

四年辛亥秋八月群臣はかりことのりしての
たまひて朕をもつて任那にとてんとを卿等
みな群臣そしてまうさくこれをものり
に同じとなのひとりまうしたりわれは
貪婪の貪婪なるかぎりなし外のはかりふ
とせうとをしどもを用ゐ汝しにあらしくを
いくまにおうとといふとをとそこをしのとをに
うでんをやまこと文庭小らく血臭のんを
や冬十一月紀臣男麻呂臣勢臣猿大伴連咋の
つこさの臣小楯等とをして将軍とをして氏こと

臣連等とひきゐて裨将部隊をして二万
六千人と頂て出てたつに居をたる左右ふ
ふりてをる海をくをいくさをげしりとふ
とをとぐまりてこつめんのちをとをいや
さんをぐめ屋むつふをくことをるをうん天皇ふこ
しめりてをうしをふをふを海ふ
五年壬子春二月天皇ひてをふをふんをとをり
してをる海をを天ををうく地をひををうをと
をいやをこをの位をり君をうんをりー臣は
をりをうんを是をとをりれて新をりをるをとをがれ

国立国会図書館　タイトル『太子伝記』　請求記号
ガラス使用

宮内めい私欲とりあまして外ふいろを
まうぶかふかちうでめうく如来のとく色を
かそこととりとりいへともをしめんちうあれ
う誘ようあいんがとんたんなをしりたる
つく三かうめりやうい聖人へとうしいこし
陽九百六ふい無為宮とふかとりたる高橋宮と
いつ所一仏教ふかたうりうりうりうりて如
あいんあくとうきと仏ふくとう為ふくく
為ふかうくい陛下ふくくとあつとふかつくく
とうつうとうりうも柱桟のうりいふいで

くのうりう陛下ふとうくんでうり
うどうし誘ふとうれ天皇うれあうでい
誘ふを星ひうなり別腸ふけしてはの形とも
ふ誘うたうふ孫ふいうあといれ誘ふを
あまたひへ冬十月へうく山猪とたく
まつうたうふうふまふ誘ふ天皇猪と
うしてのう海つくいつの月ふ猪のうびとう
ふうごうく腹ふ孫うしとあふへとうん
たうふうりあど誘うさてそうしりたりいく
わざうひうれうりうでまうんいうう曲宴と

して群臣左右宿禰ならびに孫物部
たちのりたまはくいにしへのまことを今日
のんとしより卿等わがこころをかれ
とひとりの臣云わりて左右まことを
きくてとの臣物部大連麻呂
直弱とありていそのかみ卿
わがこころ天皇と群臣たちまちまことをふむ
くんとする徳とを卿ならびに
弱が性愚弱ていまこと擔力わりて
ことをうけ欲宿禰ならびに中臣に入
ことを陛下云

起居ことをしい安寢靜寥
入夢とありて天澤とわ
群臣ふかくこころ
諸ことをきわやしむ
ありてのいとたまきこ
哭してこころ風こころ陛下愚兒がまことを
とりねたまはしたまとれしくいなる
なぐしとそらくいたまはそのこ
むしろいめらまふんん弱言とりこと
いかとまこねまこ左右弱と奏して

物とまうすと数年宅第ふかく入て門外に
くわをひそめふたりの人を河上墳とおの
すから天にまいりて云漢奴わが言をもらひて
天皇と申しまうすといへどもいまだ行なはずくち
わが如き墳とおもひてもちいたまはんことをれば
奴をつかはして天皇と申しまうしてわが思ふを
千巣にまうすいまの漢奴をすかすに尾
前にかくれて髮をものぐふけるを
くつがへしゆきて云汝わが言をとりもちて
人にも天皇と申しまうすと一ツ汝が性癡猶

てわがいのちをおりんとうちたてまつる奴の
をもつて天皇と申しまうすと二ツ汝ひ
そかに天皇の墳とおもふと三ツ一ツの法を
をこすすすらく一ツは民を勿論さ
きびしくひて云音その内ふかくいかぬ
者のことをまうすと天皇のたまはく
ことをもちて自餘をわかて辞謝しまた
大ふいなるをもちてかがげるとけいを
しかあてたびとまうすをもとにし
たがつて左右ふたりして者を申

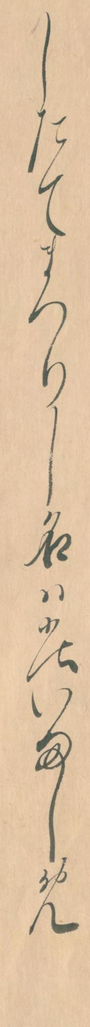

国立国会図書館　タイトル『太子伝記』　請求記号

ガラス使用

国立国会図書館

国立国会図書館　タイトル『太子伝記』 請求記号

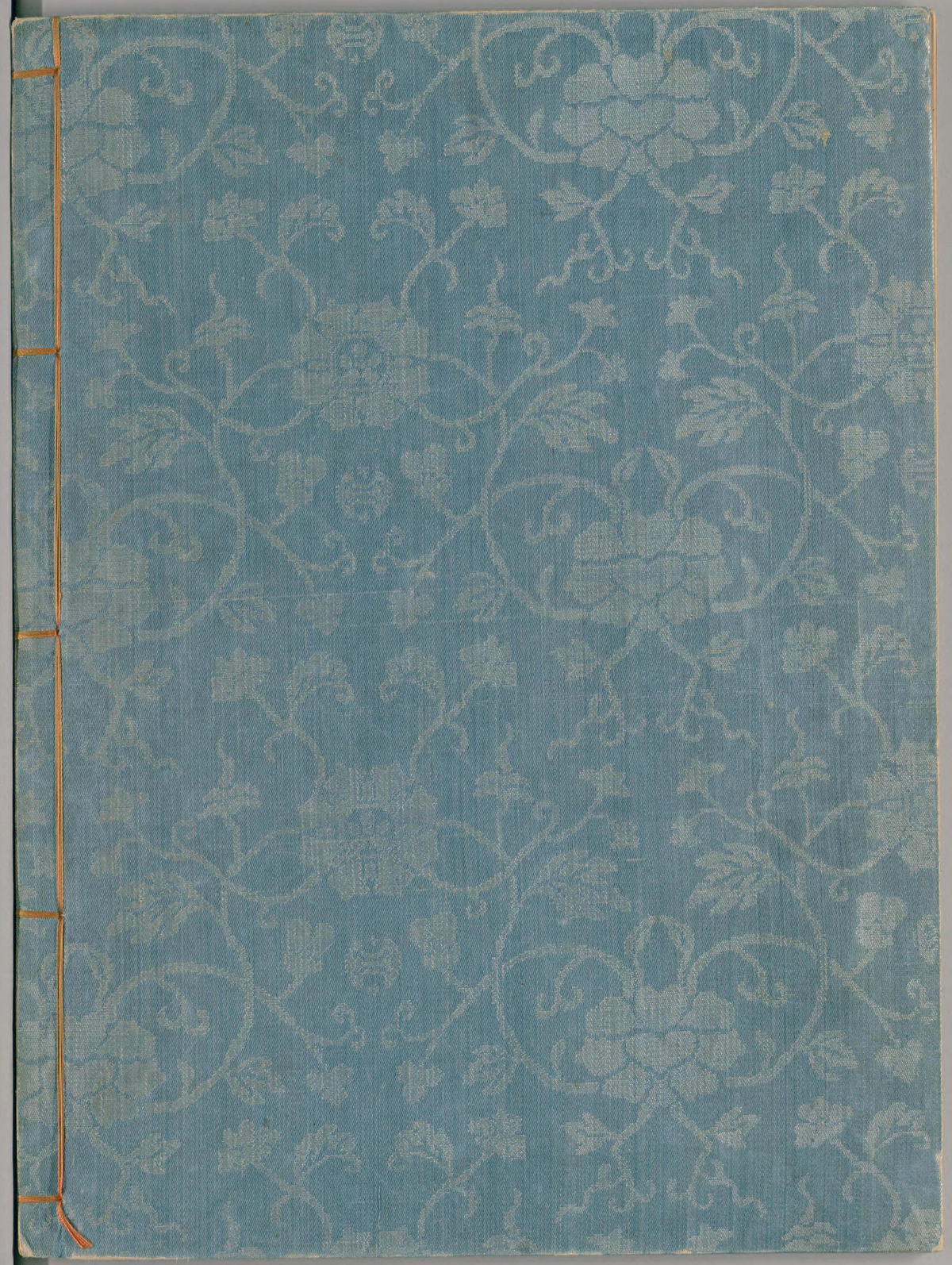

国立国会図書館　タイトル『太子伝記』　請求記号

ガラス使用